



平成 25 年 5 月 10 日

各 位

会社名 株式会社千葉興業銀行
代表者名 取締役頭取 青柳 俊一
(コード番号：8337 東証市場第 1 部)
問合せ先
責任者役職名 執行役員 伊藤 広成
TEL (043) 243-2111 (大代表)

公的資金の返済（第三種優先株式の自己株取得）に向けて

当行は、本日開催の当行取締役会において、平成 25 年 6 月 27 日開催予定の定時株主総会に、公的資金返済（第三種優先株式（以下「本優先株式」といいます。）の自己株取得）検討の件について、付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、自己株式の取得枠及び具体的な取得価格等は、本総会において本議案のご承認を得られた後、当行取締役会にて決定いたします。

記

1. 公的資金返済（第三種優先株式の自己株取得）を申請する理由

当行は、平成 12 年 9 月に「金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律」（以下「早期健全化法」といいます。）に基づき公的資金を申請し、株式会社整理回収機構を引受先として本優先株式約 600 億円を発行いたしました。

これ以来、当行は、全行を挙げて「ちば興銀再生」に取り組み、地域金融機関としての責務を果たしていくために、業績回復とともに経営の健全性や内部留保の蓄積に努め、着実に成果を上げてまいりました。

また、平成 25 年 1 月 11 日付「第三者割当増資（第四種優先株式）の払込完了について」で公表のとおり、当行は、第四種優先株式による 320 億円の増資を完了させ、財務基盤の更なる強化を図っており、早期健全化法に基づく公的資金の所期の目的が達成された状況に至ったことに加え、また株式会社整理回収機構がそのすべてを保有する第三種優先株式は平成 26 年 3 月 31 日に普通株式を対価とする一斉取得日が到来することとなりますので、かかる一斉取得により普通株式が希薄化することを回避するため、本総会終了以降に開催される取締役会にて、下記 2. 記載の条件に基づいて、第三種優先株式を取得する枠を設定させていただき、関係当局のご承認を前提に本優先株式の取得を検討して参りたいと存じます。

本優先株式の取得は、当行の普通株式が希薄化する可能性を排除できることとなることから、株主の皆様様の利益に資するものと考えております。さらに、公的資金返済の実現は、当行の経営

の健全化が図られたという明確なメッセージとなり、株主の皆様やお取引先からの信頼を高め、ひいては地域・お客さまとともに、当行が次なるステージへ飛躍していくことにつながるものと考えております。

なお、公的優先株式である第三種優先株式については、早期健全化法の趣旨及び公的資金の性格を踏まえ、取得に際して国民負担を回避する観点から、最低でも株式会社整理回収機構にとっての簿価、すなわち発行価額（1株当たり3,500円）以上で取得することが必要となりますが、実際の取得価額については、取得価額の客観性及び公平性を担保するために独立した第三者機関より取得する価値算定書を確認の上で、発行価額以上の適正な価額とさせていただく予定です。

本来であれば、当行定款第16条により、株主との合意による自己の株式の取得は取締役会の決議に委ねられており、本来は本議案について株主の皆様のご承認を頂く必要はございませんが、前述のとおり、下記2.(2)記載の発行価額以上での取得が前提となるところ、当該条件を含む今次公的資金返済につき、予め株主の皆様のご意向を確認させていただくため、株主総会の特別決議をもって株主の皆様のご承認をお願いするものです。

2. 公的資金返済（自己株式（優先株式）取得）の条件

(1) 取得する株式の種類

第三種優先株式

(2) 株式を取得するのと引換えに交付する金銭等の1株当たりの下限

1株当たり3,500円の金銭を下限とする

<ご参考>

第三種優先株式の概要

発行日	平成12年9月30日
発行総額	60,025,000,000円
発行株式数	17,150,000株
発行価額	3,500円
優先配当率	1.29%
取得請求期間	平成14年9月30日～平成26年3月30日
取得価額（下限取得価額）	1,014円（1,014円）
一斉取得日	平成26年3月31日
株主	株式会社整理回収機構

以上